

平成二〇年度

個人住民税の変更点

税制改正によって、平成二〇年度から新たに適用される個人住民税の主な変更点は左記のとおりです。

① 住民税の住宅ローン控除(新)

これまで住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)は、所得税だけの控除でした。

今回の税源移譲によって、所得税の税率が平成十九年分から変わったため、住宅ローン控除額を税源移譲前同様に所得税から引けなくなる場合があります。この場合は、平成二〇年度以降の個人住民税から差引くことができるようになります。

対象は、平成十一年から平成十八年までに入居した人です。実施期間は平成二〇年度から平成二八年度で、住宅ローン控除を受けるための専用の申告が毎年必要になります。詳しい手続きの時期と方法は、決まり次第お知らせします。

② 地震保険料控除(新)

損害保険料控除が見直され、地震保険料控除が創設されます。控除額は、支払った地震保険料の二分の一

(限度額二万五千元)です。

短期損害保険料は廃止になりますが、平成十八年十二月三十一日までに契約した長期損害保険については、従来どおり控除されます。

③ 年度間の所得減少への経過措置(単年)

平成十九年度個人住民税での税源移譲にかかわる増減分は、平成十九年度の所得税の増減で調整されます。

ただし、退職など、平成十九年中の収入が平成十八年中の収入に比べて大きく減少し、平成十九年所得税が非課税になると、この調整ができなくなります。

この場合は、平成十九年度の個人住民税を、税源移譲前の税率によって再計算して減額することによって調整できます。この適用を受けるためには、来年七月に専用の申告が必要ですよ。

詳しい手続きの時期と方法は決まり次第お知らせします。

問合せ 税務課

☎内線二五一〜二五三

後期高齢者医療制度

平成二〇年四月から「七五歳以上の人の医療制度が変わります」

現在の老人保健制度は、平成二〇年四月から「後期高齢者医療制度」へと変わります。「後期高齢者医療制度」は、県内の全ての市町村が加入する、神奈川県後期高齢者医療広域連合が運営します。

この制度の被保険者は、県内在住の七五歳以上の人や、六五歳以上で一定の障害のある人です。

平成二〇年四月一日時点で七五歳以上の人は同年四月一日から、それ以降に七五歳になれる人は誕生日当日から、「後期高齢者医療制度」の被保険者となり、広域連合から新しい被保険者証が発行されます。(今までお使いの国民健康保険や健康保険等の被保険者証、老人保健医療受給者証等は使用できなくなります。)

「後期高齢者医療制度」の被保険者となると、①国民健康保険や、健康保険等の被保険者ではなくなり、また②被保険者は、一人ひとり保険料を納めることになり、原則、年金から天引きします。(健康保険等の被扶養者で、今までご自分で保険料を払われていなかった人も、保険料を納めることになります。)

なお、通院や入院時の自己負担は、現行と同じ一割若しくは三割で変更はありません。

※広域連合及び市町村から、所得把握のため「簡易申告書」をお送りする場合がありますので、ご記入のうえ、同封の返信用封筒にて提出してください。

問合せ 健康増進課 ☎内線二一四
神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
☎〇四五―四四〇―六七〇四

契約と遺言は公正証書で

●十月一日〜七日は「公証週間」●

公証制度とは、契約や遺言の際に、法務大臣の任命した公証人が公文書である公正証書を作成し、後日のトラブル防止、取引の安全と遺言の完全な実現を図るものです。法律の専門家である公証人が、当事者に親身にアドバイスしながら法規にかなった公正証書を作成します。不動産の売買など大切な契約や遺言には、公証制度をご利用になると安心で確実です。

問合せ 横浜地方法務局
☎〇四五―六四一―七四二三
横須賀公証役場
☎八二三―〇三二八